



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び
灯油購入費等助成について

令和4年1月14日

<問い合わせ先>

担当：社会福祉課福祉総務係 海上

直通電話：0248-88-8111

報道機関各位

市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を支給するにあたり、支給要件確認書の郵送を開始します。

また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象世帯には、合わせて灯油購入費等助成金を支給いたしますので、記事掲載をお願いします。

記

- 1 郵送日 令和4年1月14日（金）から順次発送します。
- 2 対象世帯 約6,000世帯（令和4年1月14日郵送分）
- 3 支給額 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 1世帯当たり10万円
住民税非課税世帯等に対する灯油購入費等助成金 1世帯当たり5千円
- 4 支給日 対象者からの確認書を受領後、1月末から順次支給します。
- 5 問い合わせ先 須賀川市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
TEL 0248-75-3001
- 6 その他 灯油購入費等助成金は、臨時特別給付金と合わせて支給しますので、申請は不要です。

以上